

第7章 中小企業者に対する融資等

1 中小企業者に対する融資

(1) 鳥取県の公害防止施設に対する融資制度

企業は、無公害型生産施設への転換、公害防止施設の設置など、今後万全の公害対策を講じていく必要がある。

しかし、公害防止施設等の設置は、多くの場合、直接、生産寄与効果がなく、また、多額の資金を必要とするので、企業にとって相当の負担となる。そのため、県では、企業が公害防止施設を設置する場合は、金融上の助成を行ない、企業の公害防止を側面から促進するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する融資を行なっている。

融資制度の概要は、表3-7-1のとおりである。

表3-7-1 中小企業公害防止資金融資制度

対象企業	中小企業者または事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
融資限度額	1000万円以内
償還方法	1年据置、5年償還
融資利率	年6%（保証付の場合 年5.7%）
取扱金融機関	商工組合中央金庫

昭和46年度における融資実績は、表3-7-2のとおり9件5005万円、昭和47年度は10件、3985万円である。

表3-7-2 中小企業公害防止資金融資実績

年 度	融 資 目 標 額	貸 付 額
46	5,000万円	5005万円
47	14,000	3,985

昭和47年度の融資実績を融資対象施設別でみると 表3-7-3のとおり汚水処理施設が大部分を占めている。

また、融資金額別では、表3-7-4のとおり10件のうち500万円以上1,000万円までが4件、100万円以上500万円までが6件となっている。

表3-7-3 中小企業公害防止資金の
施設別融資実績

対象施設	件数	融資金額 万円
汚水処理施設	8	2,435
騒音防止施設	1	1,000
その他	1	550
計	10	3,985

表3-7-4 中小企業公害防止
資金の一件当融資金額

融資金額	件数
100万円以上500万円	6
500万円以上1,000万円	4
計	10

(2) その他の融資制度

上記の制度のほか、県中小企業設備近代化資金、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の融資制度がある。

(ア) 中小企業設備近代化資金

○貸付条件

対象施設 ばい塵、汚水処理施設等

貸付限度 10万円以上500万円以下

利率 無利子

償還期限 12年以内(1年据置)

○貸付実績

昭和46年度 1件 350万円

昭和47年度 9件 2023万円

昭和47年度の貸付実績は表3-7-5のとおり 汚水処理施設が大部分である。

表3-7-5 中小企業設備近代化
資金融資実績

対象施設	件数	融資金額
汚水処理施設	8	1,953 万円
騒音防止施設	1	70
計	9	2,023

表3-7-6 中小企業設備近代化資金の一件当融資金額

融資金額	件数
100万円以下	4
100万円以上500万円	5
計	9

(イ) 中小企業金融公庫 国民金融公庫による融資

○ 融資条件

対象施設 汚水、ばい塵、騒音、産業廃棄物処理施設等（工場移転—
中小企業金融公庫のみ）

貸付限度 中小企業金融公庫

6,000万円（工場移転8000万円）

国民金融公庫

1,000万円

利率 当初3年間6.2% 4年目以降6.7%

償還期限 10年以内（2年据置）

融資実績

表3-7-6 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資実績

制度	区分	年度			46			47		
		45	46	47	企業数	件数	金額	企業数	件数	金額
中小企業金融公庫		—	—	—	2	2	5,000	8	8	11,250
国民金融公庫		2	2	500	3	3	600	8	8	2,120

表3-7-7 中小企業金融公庫、国民金融公庫による融資実績、
(昭和47年度)

(中小企業金融公庫)

(国民金融公庫)

対象施設	件数	融資金額
汚水処理施設	5	7,750 万円
ばいじん防除施設	1	500
騒音防止施設	2	3,000
計	8	11,250

対象施設	件数	融資金額
汚水処理施設	5	1,280 万円
騒音防止施設	1	120
悪臭処理施設	2	720
計	8	2,120

(ウ) 鳥取県信用保証協会

対象設備資金の保証

貸付(保証)限度額：法人、個人 2,000万円、協同組合 4,000万円

貸付利率 保証料 一般年 14%

貸付(保証)期間：5年以内

返済方法 分割又は一括償還

昭和47年度の実績は、1件500万円である。

2 畜産業者に対する融資(昭和47年から)

制度名 畜産環境整備資金

対象 畜産経営の公害防止施設

貸付限度額 200万円 特認500~1,000万円

利率(未端)：年3.5%

償還期間：12年以内

融資機関：信連、農協、中金、共済連、鳥取銀行、山陰合同銀行、扶桑相互銀行

昭和47年度の実績は1件で188万円(家畜汚水処理施設)である。

3 公害防止施設にかかる税制上の措置

(1) 公害防止施設の特別償却（国税）

特別償却の認められる施設は、次のとおりである。

ばい塵処理施設、汚水処理施設、騒音防止施設、重油脱硫装置等の公害防止施設を取得した場合は、その年度において、当該施設の取得価格の2分の1を普通償却分に加えて特別償却することができることになっている。

また、当該年度だけで特別償却を行うことができない場合は、これを3年間繰り延べることもできる。

(2) 固定資産税の減免（地方税）

公害防止施設の種類により、固定資産税が完全に免除されるものと3分の1に軽減されるものがある。

（免除されるもの）

ばい塵処理施設、汚水処理施設等

（3分の1に軽減されるもの）

重油脱硫装置、廃油処理施設、拡散用高煙突、騒音防止施設等

(3) 公害防止準備金（国税）

公害防止費用の負担が大きく、かつ、企業所得が変動する特定業種の企業（パルプ工業、電気メッキ業、水産食品業等）について、公害防止費用の支出にあてるため売上高の1千分の3（所得の変動がいちじるしい特定業種（電気メッキ業、金属工業等）については1千分の6）の金額を公害防止準備金として積立てたときは、損金算入が認められる。

第 8 章 公害紛争処理、公害苦情等

第 1 節 公害紛争処理制度

昭和 45 年 11 月に、公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度が発足した。この制度は、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、紛争処理を専門に行なうことを目的としたもので、鳥取県では、公害審査委員候補者（13 人）を置き、公害紛争事件が申請された場合に、知事が、候補者の中から 3 人の委員を選任し、公害紛争の和解の仲介、調停および仲裁を行なうこととしている。

1 制度の仕組み

(1) 和解の仲介

和解の仲介とは、3 人の仲介委員が、当事者の意見を聞きとる等により当事者の民法上の和解をあっせんすることをいう。

あっせんに応ずるか否かは当事者の意思に委ねられている。

(2) 調停

調停とは、調停委員会が当事者双方の意見をきき、かつ、独自に事実の調査等を行ない、調停案を当事者に提示し、これに沿って紛争の解決を図る。調停案を受諾するか否かは、当事者の任意であるが、調停案を受諾され調停が成立した場合には、その効力は、民法上の和解契約と同一の効力を有する。

(3) 仲裁

仲裁は、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、当事者が合意によって選定した仲裁委員会に紛争解決の判断（仲裁判断）を委ね、この判断に服従することを約することによって紛争の解決を図ることをいう。仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

2 紛争処理の手続き

申請は、和解の仲介、調停については、紛争当事者の一方のみからでもできるが、仲裁については、紛争当事者の双方の合意に基づいて行なうことが必要である。

手数料は、他の制度に比較して著るしく低額である。

3 調停申請を処理した事例

- (1) 鳥取県倉吉市におけるパーケット工場からの粉じんによる生活環境被害に係る差止等調停事件（昭和 46 年（調）第 1 号事件）

イ 申請年月日 昭和46年11月15日
ロ 申請受理年月日 昭和46年11月27日
ハ 申請者 倉吉市上井 杉森太郎 生田昭 土佐和臣
ニ 紛争の相手方 倉吉市上井190 関西パーケト工業株式会社 取締役社長 藤井政雄
ホ 被害の生じた場所 倉吉市上井184, 185の5, 184の5一帯
ヘ 調停を求める事項およびその理由

- (イ) 事項 粉じんの飛散防止施設の早急な完備と現在までの被害による損害賠償請求額90万 (被害額および慰謝料)
(ロ) 理由 製材および合板製造工程から生ずる極少のこくずの粉じんが飛散して付近の住民, 工場等に降下し, 洗濯物その他を汚染している。

ト 調停委員の指名(公害審査委員候補者)

中山淳太郎(弁護士)

山下 宗(産業)

繁原 重治(人権擁護委員)

指名年月日 昭和46年12月7日

チ 調停委員会開催の経過

昭和461210 第1回調停委員会

当事者から事情聴取

昭和461218 第2回調停委員会

現地調査および当事者から意見聴取

昭和461227 第3回調停委員会

調停案の受諾勧告

リ 調停成立年月日 昭和46年12月27日

ヌ 調停条項

- (ア) 関西パーケト工業株式会社(以下「会社」という。)は, 会社の工場から排出される粉じんについて, 杉森太郎, 生田昭および土佐和臣(以下「申請人」という。)の生活環境に係る被害を生じないように会社がすでに発注済の集じん装置を昭和47年2月15日までに設置することになっておるので, 会社は, この集じん装置の完成後ただちに申請人および鳥取県 工事完成の旨を通知し, 鳥取県の立ち合いのうえ, 申請人に

工事完成を確認させること。

(イ) 会社は、工場敷地内の東側に面積約280平方メートルにわたりたい積しているのこくずについて、撒水、覆土、芝の植付等なんらかの方法によって常時飛散防止を行なうこと。

(ウ) 申請人は、前記会社側の誠意を解し、申し立ての会社に対する損害賠償の請求は、これを放棄すること。

(2) 鳥取市吉方温泉地区におけるホーノング場騒音による生活環境被害に係る差止および損害賠償請求調停事件（昭和48年（調）第1号事件）

イ 申請年月日 昭和48年2月15日
申請受理年月日 昭和48年2月20日
申請者 鳥取市吉方温泉1丁目549 山根和子
" 松本信雄
両名代理人

鳥取市西町1丁目303 君野駿平

鳥取市西町3丁目302 松本光寿

一 紛争の相手方 鳥取市吉方温泉1丁目561
株式会社 日本海ノッチフント
代表取締役 吉岡利国

ホ 被害の生じた場所 鳥取市吉方温泉1丁目549

へ 申請の理由 相手方は「セントフルホール」の名でホーノング場の営業を開始し、その騒音のため、同ホーノング場の真裏に位置する申請人が経営している旅館が営業しうる環境を失い宿泊客が減少している。

ト 調停を求める事項

イ) ホーノング場から発生する騒音を被害場所において深夜（午後10時～午前6時）45ホン以下にするため同事業に適切な防音装置の設置

ロ) 防音装置を設置するまでの間ホーノング場の営業の停止

ハ) 昭和47年12月24日から防音装置が設置されるまでの間、申請人に対する補償要求

チ 調停委員の指名（公害審査委員候補者）

山本 博（弁護士）

山下 宗(産 業)

長尾政夫(人権擁護委員)

指名年月日

昭和48年2月20日

リ 昭和47年度における調停委員会開催の経過

昭和48224 第1回調停委員会 当事者から事情聴取

昭和483 7 第2回 // //

昭和48324 第3回 // //

調停継続中である。

4 公害苦情相談員の設置

公害紛争処理法は、昭和45年11月1日から県に公害苦情相談員を必置することを規定し、市町村についても、任意に設置することになった。

本県の公害相談員の設置状況は、表3-8-1のとおりである。

表3-8-1 公害苦情相談員設置状況 (昭和48年3月末現在)

	設 置 機 関	人 員	
県	厚生部環境保全課	1	
	鳥取保健所	1	衛生課
	郡家 //	1	保健衛生課
	浜村 //	1	//
	倉吉 //	1	衛生課
	米子 //	1	//
	根雨 //	1	保健衛生課
	小 計	7	
市町村	鳥取市	1	環境課
	鹿野町	1	総務課
	羽合町	1	町民課
	日野町	1	保健課

第2節 公害に係る苦情、陳情の処理

1 公害苦情の事務処理体制の確立

昭和46年6月「鳥取県公害苦情等事務処理要領」を定め、公害苦情の事務処理を県および市町村を通じ統一した事務処理体制を確立し、苦情の迅速適正な解決をはかることとした。

また、市町村においても公害行政担当課ならびに担当係の設置等行政組織の体制が整備され公害苦情相談の窓口が明確になった。

2 公害苦情受理状況

(1) 昭和47年度における本県の公害苦情の受理状況は、総数で465件（新規受理分348件、前年度からの未解決による繰越分117件）で、昭和46年度の総数で482件（新規受理分353件、前年度からの未解決による繰越分129件）に比べて17件減少しているが、その内訳は新規受理分は5件の減少となっている。

年度別公害種別苦情の発生状況は表3-8-2のとおりである。

表3-8-2 年度別公害種別苦情発生状況

年度別	公害の種類 大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	その 他	計	対前年 度増加 件数
昭和42年度	件 9	件 13	件 13	件 3	件 50	件 1	件 6	件 94	—
昭和43年度	16	27	23	1	51	—	4	122	28
昭和44年度	9	46	49	7	102	—	36	249	127
昭和45年度	25	110	42	3	121	12	48	361	112
昭和46年度	37	109	72	6	105	3	21	353	△ 8
昭和47年度	33	108	53	1	100	2	51	348	△ 5
計	129	413	252	21	529	17	166	1,527	
種別割合	% 8.5	% 27.0	% 16.5	% 1.4	% 34.6	% 1.1	% 10.9	% 10.0	

(2) 公害苦情を受理した機関別の状況は、次のとおりである。

	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
県(環境保全課 保健所)	75件	71件	64件
市町村	177	326	326
(小計)	252	397	390
鳥取地方務局	58	43	43
鳥取行政監察局	106	42	32
計	416	482	465

備考 件数には、繰越した件数を含む。

公害の苦情相談は、住民に身近な市町村に多く、昭和47年度は昭和46年度と同じ326件を、市町村で取扱っている。反面鳥取行政監察局などへの相談が昭和45年に比べて減少している。このことは、市町村の公害行政機構と公害苦情等処理体制の整備を図ったことによるものとみられる。

受理件数の多い市町村は、昭和47年度では鳥取市111件(前年度104件)を最高に米子市62件(前年度67件)、青谷町33件(前年度28件)倉吉市21件(前年度40件)、境港市14件(前年度12件)の順である。これを市町村の地区別にしたものは表3-8-3のとおりである。

表3-8-3 地区別公害苦情受理状況

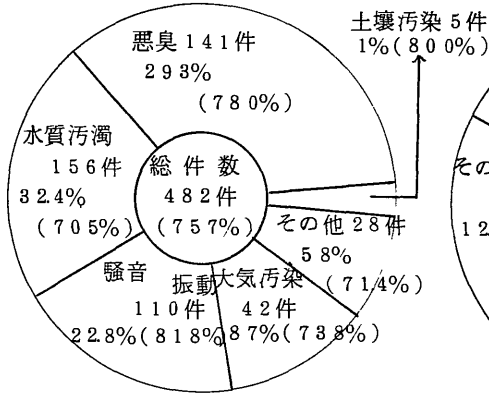
公害の種類	東部地区		中部地区		西部地区		計	
	46	47	46	47	46	47	46	47
大気汚染	19	21	10	6	3	7	32	34
水質汚濁	46	64	23	18	34	25	103	107
騒音, 振動	34	31	17	8	22	16	73	55
悪臭	54	47	14	10	28	31	96	88
土じょう汚染	1	—	1	1	—	—	2	1
その他	8	17	5	3	7	21	20	41
計	162	180	70	46	94	100	326	326

(3) 公害の種類別の苦情は、昭和47年度では水質汚濁が最も多く154件(全体の33%)、続いて悪臭が131件(28%)、騒音、振動が74件(16%)、その他9件(13%)、大気汚染44件

(9%) , 土じょう汚染3件 (1%) , の順となっている。とくに水質汚濁と悪臭の件数は285件で、養豚業による苦情が大部分を占めている。

図3-8-1

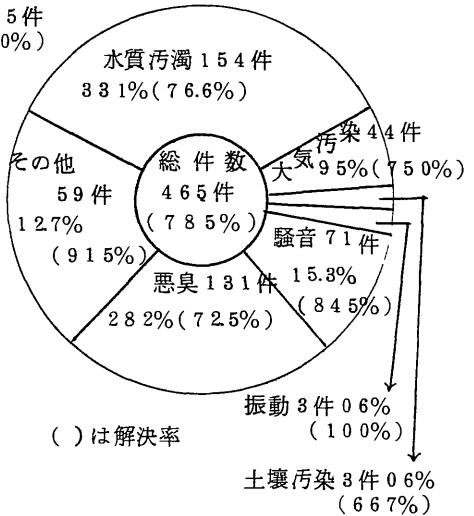
昭和46年度公害種類別内訳図



()は解決率

図3-8-2

昭和47年度公害種類別内訳図



()は解決率

3 公害苦情の処理状況

昭和47年における公害の苦情件数465件のうち、解決したものは365件で解決率78.5%、昭和46年度における解決率75.7%に比べて8%上回っている。

公害の種類別にみた解決率は水質汚濁76.6%(前年度70.5%)、大気汚染75.0%(73.8%)、悪臭72.5%(78.0%)、騒音84.5%(81.8%)で、公害の苦情の内容も次第に複雑化し解決の困難なものが未解決として繰り越されている。

昭和47年度において未解決のため、昭和48年度に繰越された苦情件数は総数で100件(水質汚濁36件、悪臭36件、騒音11件、大気汚染11件、土じょう汚染1件、その他5件)である。年度別公害苦情受理・処理件数の状況は表3-8-4、県市町村別公害苦情受理・処理件数の状況は表3-8-5のとおりである。

表3-8-4 年度別公害苦情受理・処理件数調

公害の種類	処理官 公庁	昭和43年度					昭和44年度				
		受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理
		受理	繰越	計			受理	繰越	計		
大気汚染	環境保全課										
	保健所										
	市町村	3		3		3	4	1	5	4	1
	(小計)	3		3		3	4	1	5	4	1
	鳥取地方務局	7	2	9	4	5	4	2	6	2	4
	鳥取行政監察局	6		6			1		1	1	
	計	16	2	18	10	8	9	3	12	7	5
水質汚濁	環境保全課										
	保健所						4	1	5		5
	市町村	7	1	8	2	6	22	7	29	18	11
	(小計)	7	1	8	2	6	26	8	34	18	16
	鳥取地方務局	9		9	3	6	10	8	18	18	
	鳥取行政監察局	11		11	11		10		10	10	
	計	27	1	28	16	12	46	16	62	46	16
土壌汚染	環境保全課										
	保健所										
	市町村										
	(小計)										
	鳥取地方務局										
	鳥取行政監察局										
	計										
騒音	環境保全課										
	保健所							1	1		1
	市町村	2	1	3	1	2	21	1	22	10	12
	(小計)	2	1	3	1	2	21	2	23	10	13
	鳥取地方務局	11	5	16	10	6	18	3	21	18	3
	鳥取行政監察局	10		10	10		10		10	10	
	計	23		29	21		49		54	38	

公害の種類	処理官 公庁	昭和45年度					昭和46年度					昭和47年度					
		受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理	
		受理	繰越	計			受理	繰越	計			受理	繰越	計			
大気汚染	環境保全課	2		2	2												
	保健所																
	市町村	4		4	2	2	5	2	7	2	5	4	5	9	8	1	
	(小計)	13	1	14	11	3	29	3	32	26	6	28	6	34	24	10	
	鳥取地方務局	19	1	20	15	5	37	5	42	31	11	32	11	43	32	11	
	鳥取行政監察局																
	計	6		6	6							1		1	1		
水質汚濁	環境保全課																
	保健所																
	市町村	25	1	26	21	5	37	5	42	31	11	33	11	44	33	11	
	(小計)	10		10	7	3	5	3	8	5	3	1	3	4	2	2	
	鳥取地方務局	9		9	6	3	25	3	28	21	7	15	7	22	18	4	
	鳥取行政監察局	54	9	63	26	37	66	37	103	72	31	76	31	107	78	29	
	計	73	9	82	39	43	6		139	98	1	92	1	33	98	35	
騒音	環境保全課																
	保健所																
	市町村	8	2	10	6	4	6		10	5	5	3	5	8	7	1	
	(小計)	29		29	29		7		7	7		13		13	13		
	鳥取地方務局	110	11	121	74	47	109	47	156	110	46	108	46	154	118	36	
	鳥取行政監察局																
	計	1		1		1		1	1		1		1	1	1		
土壌汚染	環境保全課																
	保健所																
	市町村	3		3	2	1	1	1	2	2		1		1	1		
	(小計)	4		4	2	2	1	2	3	2		1		2	1	1	
	鳥取地方務局																
	鳥取行政監察局																
	計	8		8	8		2		2	2		1		1	1		
騒音	環境保全課																
	保健所																
	市町村	12		12	0	2	3	2	5	4	1	2	1	3	2	1	
	(小計)	2		2	1	1	1	1	2	1	1		1	1	1		
	鳥取地方務局	3	1	4	3	1	2	1	3	2	1	1	1	2	2		
	鳥取行政監察局	25	10	35	13	22	46	22	68	54	14	39	14	53	44	9	
	計	0	11	41	17	24	49	24	73	57	16	40	16	56	47	9	
騒音	環境保全課																
	保健所																
	市町村	4	4	8	2	6	10	6	16	14	2	5	2	7	5	2	
	(小計)	8		8	8		13		13	13		8		8	8		
	鳥取地方務局																
	鳥取行政監察局																
	計	2		7	7		72		102	84	18	53	18	71	60	11	

公害の種類	処理官公庁	昭和43年度					昭和44年度						
		受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理		
		受理	繰越	計			受理	繰越	計				
振 動	環境保全課												
	保健所												
	市町村												
	(小計)												
鳥取地方務局	1		1	1		3		3	3				
鳥取行政監察局						1		1	1				
計	1		1	1		7	3	10	6		4		
悪 臭	環境保全課												
	保健所												
	市町村	6	2	8	2	6	22	1	23	9	14		
	(小計)	6	2	8	2	6	48	3	51	26	25		
鳥取地方務局	17	6	23	15	8	25	9	34	26	8			
鳥取行政監察局	28		28	28		29		29	29				
計	51		59	45	14	102	12	114	81	33			
そ の 他	環境保全課												
	保健所												
	市町村	1		1	1		4		4	1	3		
	(小計)	1		1	1		7		7	3			
鳥取地方務局						6	4	10	0				
鳥取行政監察局	3		3	3		23		23	23				
計	4		4	4		36	4	40	36	4			
合 計	環境保全課												
	保健所												
	市町村	19	4	23	6	17	76	13	89	44	45		
	(小計)	19	4	23	6	17	109	17	126	63	63		
鳥取地方務局	45	13	58	33	25	66		92	77	15			
鳥取行政監察局	58		58	58		74		74	74				
計	122	17	139	97	42	249			14				

備考 繰越とは、前年度に未解決になったため翌年度に解決を持ち越したものである。

昭和45年度					昭和46年度					昭和47年度				
受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理	受 理			処理	未処理
受理	繰越	計			受理	繰越	計			受理	繰越	計		
2	5	7	5	2	3	2	5	3	2		2	2	2	
					3		5	3						
					1		1	1						
					2		2	2						
3		8	6	2	6	2	8	6		1	2	3	3	
5		5	4	1		1	1		1	1	1	1		
23		23	18	5	9	5	14	12	2	18	2	20	17	3
41	3	44	22	22	74	22	96	72	24	64	24	88	59	29
69	3	72	44	28	83	28	111	84	27	82	27	109	77	32
18	17	35	27	8	5	8	13	9	4	11	4	15	11	4
34		34	34		17		17	17		7		7	7	
121	20	141	105	36	105	36	141	110	31	100	31	131	95	36
3		3	3											
12		12	1	1	3	1	4	2	2	2	2	4	4	
10	1	11	7	4	16	4	20	17	3	38	3	41	37	4
25		26	21	5	19	5	24	19	5	0	5	45	41	4
2	2	4	2	2	1	2	3		3	9	3	12	11	1
21		21	21		1		1	1		2		2	2	
48	3	51	44	7	21	7	28	20	8	51	8	59	54	5
23		23	17	6	9	6	15	9	6	1	6	7	4	3
51	1	52	40	12	44	12	56	39	17	40	17	57	49	8
148	29	177	86	91	235	91	326	246	80	246	80	326	245	81
222	30	252	143	09	288	09	397	294	03	287	03	390	298	2
33	25	58	38	20	23	20	43	29	14	29	14	43	35	8
106		106	106		42		42	42		32		32	32	
361		416	287		53		82	365	17	348		65	65	

公害の種類 保健所 市町村名	大気汚染					水質汚濁					土しょう汚染				
	受 理			処 理	未 処 理	受 理			処 理	未 処 理	受 理			処 理	未 処 理
	受 理	繰 越	計			受 理	繰 越	計			受 理	繰 越	計		
				受 理	繰 越				計	受 理				繰 越	計
気 高 町		-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
鹿 野 町	-	-	-	-	4	-	4	4	-	-	-	-	-	-	
青 谷 町	1	-	1	-	1	6	7	13	9	4	-	-	-	-	
羽 合 町	1	-	1	1	-	2	1	3	3	-	-	-	-	-	
泊 村	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
三 朝 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北 条 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 栄 町	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
東 伯 町	-	-	-	-	2	1	3	1	2	-	-	-	-	-	
赤 碓 町	-	-	-	-	2	-	2	2	-	1	-	1	1	-	
西 伯 町	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	
日 吉 津 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
淀 江 町	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
大 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名 和 町	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	
中 山 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日 野 町	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	
市 町 村 計	28	6	34	24	10	76	31	107	78	29	1	-	1	1	
合 計	32	11	43	32	11	92	41	133	98	35	1	1	2	1	

騒音・振動	悪 臭					そ の 他					計								
	受 理			処 理	未 処 理	受 理			処 理	未 処 理	受 理			処 理	未 処 理				
	受 理	繰 越	計			受 理	繰 越	計			受 理	繰 越	計			受 理	繰 越	計	
				受 理	繰 越				計	受 理				繰 越	計				
-	-	-	-	-	3	-	3	2	1	1	-	1	1	-	5	-	5	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	4	-
-	4	4	4	-	4	6	10	9	1	4	1	5	3	2	15	18	33	25	8
2	-	2	2	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	6	1	7	6	1
-	-	-	-	-	2	-	2	1	1	-	-	-	-	-	3	-	3	2	1
-	-	-	-	-	1	2	3	2	1	1	-	1	1	-	2	2	4	3	1
-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	1	4	1	5	1	4
-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	4	-	4	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	-
-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	9	-	9	9	-	10	-	10	10	-
-	-	-	-	-	4	-	4	4	-	-	-	-	-	-	6	-	6	6	-
1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	-	2	1	3	1	2
-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-
39	(2) 16	(2) 55	(2) 46	9	64	24	88	59	29	38	3	41	37	4	246	80	326	245	81
40	(2) 18	(2) 58	(2) 49	9	82	27	109	77	32	40	5	45	41	4	287	103	390	298	92

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないこととなった。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない企業数は、26企業である。

これらの公害防止管理者等は、施設の監視、ばい塵量、水質の測定等の業務にあたっている。

表3-8-6 業種別公害防止管理者等の設置該当工場

業 種 名	工場数	大気関係公害防止管理者				
		第1種	第2種	第3種	第4種	第1種
食料品たばこ製造業	2				2	
パルプ、紙、紙加工品製造業	(1) 3					
鉄 鋼 業	2			1	1	
金 属 製 品 製 造 業	7					
電 気 機 械 器 具 製 造 業	2					
窯 業 , 土 石 製 品 製 造 業	10					
計	(1) 26			1	3	

(注) 業種名は、日本産業分類によるものである。

()書は内書である。

業 種 名	水質関係公害防止管理者			騒音 関係 防止 管理 者	粉じん 関係 公害 防止 管理 者	公害防 止主任 管理者
	第2種	第3種	第4種			
食料品たばこ製造業						
パルプ, 紙, 紙加工品製造業		1	2			(1)
鉄 鋼 業						
金 属 製 品 製 造 業	6			1		
電 気 機 械 器 具 製 造 業	2					
窯 業 , 土 石 製 品 製 造 業					10	
計	8	1	2	1	10	(1)

第4部 鳥取県を美しくする運動

第四部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民がすべて健康で文化的な生活を営むには、われわれをとりまく生活環境を快適にする必要がある。とくに、本県は自然環境にめぐまれ、幸いに全国的にみて公害の少ない県といえるが、しかし、家庭、工場から排出されたごみによる河川、湖沼、海岸等の汚染は放置しがたい現状である。

ごみの不法投棄場所の実態は昭和47年8月の調査では次のとおりで115ヶ所約580トンもの生活系廃棄物や産業廃棄物が投棄されていた。

市町村数	不法投棄か所	投 棄 量	ご み の 種 類
25市町村	115か所	580トン(推定)	建設廃材、土砂、コンクリート、木くず、空かん、空びん、家庭ごみ

投棄の実態は、市部で多く390トンを占め、その内容も建設廃材等の産業系廃棄物の投棄が目立っている。郡部では投棄か所が90か所で190トンであるが、家庭からの廃棄物(可燃物、不燃物)が多い。

ごみのない県づくりは、環境保全の基本である。この推進には、県および市町村の積極的な対策が必要であって、市町村においても、ごみ収集区域の拡大とごみ処理場の建設など積極的に整備をはかっている。

一方投棄ごみ一掃とごみを投棄しない県民の自覚と環境保全について県民の関心と理解を高めるため、昭和46年度から「鳥取県を美しくする運動」を実施している。昭和47年度の事業実施状況は次のとおりである。

1 運動期間 昭和47年9月20日～10月19日

2 運動内容

- (1) ポスター(各市町村、保健所、関係団体)新聞、テレビ等により広報
県政だより(県下全世帯に配布)、県政の窓(日本海新聞)
座談会の開催(日本海新聞誌上に掲載)
- (2) 報道関係者、美化運動団体関係者によるごみ一掃総点検パトール
- (3) 鳥取市をモデル美化推進地区に指定(30万円助成)および各市町村にお

いて地区組織、婦人会、青年団、老人クラブ等地域関係民間団体による美化活動

- (4) 不法投棄ごみの実態調査と除去（市町村）および不法投棄者の取締指導パトロール（期間中とくに夜間も実施）
- (5) 公共の場所にごみ容器、立札の設置（市町村）

なお、市町村における美化活動参加人員ごみの処理量、所要経費は表4-1のとおりである。

表4-1 鳥取県を美しくする運動（美化運動）
実施状況（昭和47年度）

実施市町村	美化活動参加人員	投棄ごみの処理量	所要経費
全市町村	52,627人	804トン	5257,110円

河川、湖沼、海岸等に投棄堆積されていたごみ804トンを運動期間中処理したが、これは家庭から排出されるごみの量、1日約520トン（1人1日907g）の約15倍にあたる。これらのごみは美化活動団体、老人クラブ、婦人会、青年団等の民間団体の協力により処理された。各市町村において期間中各種の会合を持ち、知識の啓蒙普及が活発に行なわれ、また不法投棄の防止のためパトロールを実施して成果をあげているが、この運動が、期間内のみの運動に終らせることなく継続して推進していくことが必要である。

この種の運動は、県、市町村、県民一体となって運動を展開することによって始めてその成果が期待できるもので、昭和47年度は運動の一環として鳥取市1か所を美化活動推進モナル地区として、この運動を推進したが、昭和48年度は6か所に拡大し、県民の日常生活に直結した実践運動として強力に推進していくこととしている。昭和48年度も9月20日から10月19日まで1か月間「鳥取県を美しくする運動」を展開することとしている。

2 環 境 週 間

昭和47年6月5日ストックホルムで開かれた国連人間環境会議は「かけがえない地球」をスローガンとして掲げ、この地球を守るために各国が協力して各種の活動を進めることをきめた。また、12月16日の第27回国連総会で毎年6月5日を「世界環境デー」とする決議案が採択され、毎年この日に環境に対する認識を深め、人間環境の保全に努める決意を再確認するための世界的な活動を行なうこととなった。

わが国では、昭和48年から「世界環境デー」の6月5日を初日として「環境週間」を設け、当面問題となっている公害防止、自然環境の保護など環境の保全についての意義を広く普及しようとするものである。

このため、県においても環境問題における啓蒙活動の重要性にかんがみ期間中に本週間の趣旨にそった次の行事を行ない、環境保全について県民の関心と理解を高めることとしている。

1 広 報 活 動

ポスター壁新聞の配布、フンオ、新聞等に広報する。

2 工場事業場等総点検

県……………大気、水質関係工場 事業場および清掃施設の総点検

市町村…騒音、悪臭関係工場 事業場の総点検

3 美 化 運 動

国道沿線の植樹 きょうちくとう約700本を（岩美町1100m420本、
北条町720m280本）を植栽

4 交通公害の測定、取締

鳥取、倉吉、米子市の交通量の多い地点で一酸化炭素による大気汚染等の状況の測定および交通取締と排気ガスの一斉取締

5 河川、湖沼、海岸の美化

河川、湖沼の一斉清掃、不法投棄の防止啓蒙および海浜清掃機により海浜清掃

6 むだな包装をやめる運動、廃品の再生利用を進める運動、ごみの持ち帰り運動の徹底を呼びかける。